

(意見書案第 13 号)

国民健康保険の子どものに係る均等割保険料軽減措置の導入を求める意見書

国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支えるかなめの役割を 60 年近く果たしてきた。

一方、会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わらない。

しかし、国民健康保険は、世帯内の全ての加入者数に均等割保険料が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料の負担が増加することになる。

医療保険制度間の公平を図るとともに、子育て世帯の経済的な負担の軽減に取り組むことが必要である。

よって、国においては、子どもに係る均等割保険料の軽減措置の導入について速やかに実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 9 月 13 日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} 宛